



(公財) 国際宗教研究所 宗教情報リサーチセンター

「ラク便利」 研究ノート

→他の論文・研究ノート・小特集のバックナンバーは[こちら](#)をご覧ください。

*印刷してご利用の際は2頁目以降を印刷して下さい。

研究ノート①

安全保障関連法案と宗教

—政治と宗教のことばをめぐって—

天田顕徳・齋藤公太

2015年9月19日、「平和安全法制」、いわゆる安全保障関連法案が参議院で可決され、成立したことは、日本の安全保障政策における大きな転換点となった。安保法案の成立には、創価学会を最大の支持母体とする公明党が連立与党として深く関与し、またこの法案に対して多くの宗教団体が、賛成にせよ反対にせよ、自らの立場を明確に表明した。本稿は安保法案成立に至る経緯を概観したあと、法案成立を支持した団体と反対した団体、それぞれのロジックについて考察していく。

1. 安保法の成立までの流れ

本論に先立ち、ここでは安保法成立までの流れを時系列的に確認しておくことで、次節以降の議論の背景を確認しておきたい。そもそも安保法案とは、既存の法律10本を一括改正する「平和安全法制整備法案」と、新規制定する「国際平和支援法案」によって構成される。前者の中核となる「武力攻撃事態法改正案」が集団的自衛権の行使を容認するなど、これらの法案は個別的自衛権に留まっていた戦後日本の安全保障政策を根本的に転換するものである。

安倍晋三首相は第1次安倍内閣の段階で集団的自衛権に関する政府解釈の見直しを企図しており、2007年5月には首相自身の私的な懇談会である「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会（安保法制懇）」を設置していた。しかし同年9月、病気を理由に安倍首相が退陣。その後の民主党政権下で集団的自衛権の行使を推進する動きは停滞する。2012年12月に再び安倍内閣が発足すると、安倍首相は集団的自衛権の行使に向けて再び意欲を表明した（産経・東京2012/12/31ほか）。

2013年8月、安倍首相は法制局長官に集団的自衛権に関する憲法解釈見直し容認派の小松一郎氏を起用、9月17日には安保法制懇での議論も再開させた（毎日・東京2013/9/17、朝日・東京2013/9/18ほか）。しかし、このような安倍首相の動きにとって最大の障壁となったのが、連立与党であり、創価学会の教義を背景に、平和主義を党是として掲げる公明党の存在であった。当時の議論では、公明党や内閣法制局が憲法解釈の見直しに難色を示したため、安保関連法制の改正は翌年以降にずれこむこととなった（読売・東京2013/11/8ほか）。

2014年に入っても公明党は慎重姿勢をとり、自民党は調整を進めていった。自民党内の集団的自衛権容認派は、日本の存立が脅かされる事態に限って行使を容認する「限定容認論」を提示し、1959年の「砂川事件」の最高裁判決を論拠とした。しかしこの判決は日米安保体制や自衛隊の合憲性をめぐりものであり、集団的自衛権への適用は「論理の飛躍だ」と公明党側は批判していた（朝日・東京2014/4/3、読売・東京2014/4/4ほか）。

5月15日、安倍首相は安保法制懇の報告書提出を受け、集団的自衛権の行使容認を目指す政府方針を発表。公明党との与党協議が進められていった(朝日・東京2014/5/16ほか)。最終的に公明党は連立維持を優先し、武力行使の新3要件に「国民の権利が『根底から覆される』」場合に限るとの文言を入れることを条件に同意。7月1日、集団的自衛権の行使容認が閣議決定された(読売・東京2014/7/2、日経・東京2014/7/2ほか)。また、11月21日には安倍首相が衆議院を解散。総選挙の結果、自公が再び与党となり、12月24日に第3次安倍内閣が発足した(朝日・東京2014/12/25ほか)。後に安倍首相は、この選挙において安保法案に関する国民の支持を得たと主張したが、安保法案は当時の自民党の公約全296項目のうち271番目にすぎず、「集団的自衛権」という文言も記されていない(東京・東京8/24ほか)。

2015年に入ると1月には「イスラム国」(IS)による日本人質事件が発生。それを受け、安倍首相は安保法制の整備の必要性を一層強く訴えた(東京・東京1/28ほか)。2月13日には与党協議が再開するが、自衛隊の海外派遣を容認する恒久法の制定をめぐる再び自公は対立する(読売・東京2/14ほか)。公明党は国会による「例外なき事前承認」を条件とするよう主張したが、結局「国会の事前承認を基本とする」との曖昧な文言に行き着いた。3月20日、公明党の提案する「3原則」——(1)国際法上の正当性、(2)国会の関与などの民主的統制、(3)自衛隊員の安全——を前提とすることで安保法の改正案に関して自公は正式合意した(産経・東京3/18、読売・東京3/21ほか)。その後4月21日の与党協議会で、自民党は緊急性の低い国際平和支援法案に関しては「例外なき事前承認」を受け入れたが、その他の重要影響事態法案などについては公明党側も緊急時の事後承認を認めた(毎日・東京4/22ほか)。

4月27日には「日米防衛協力のための指針」(日米ガイドライン)が18年ぶりに改定され、29日に米議会で行った演説のなかで、安倍首相は安保法案を夏までに成就させると約束している(朝日・東京4/30ほか)。

5月11日、安保法制の11法案について自公は最終合意に至り、「平和安全法制」と命名された一連の法案は14日に閣議決定された(朝日・東京5/15ほか)。5月26日、安保法案は衆議院で審議入りし、「存立危機事態」の定義の曖昧さなどが野党の激しい批判を浴びる(毎日・東京5/27、朝日・東京5/29ほか)。6月5日に開催された憲法審査会では、各党から参考人招致された憲法学者3人が、自民党推薦の長谷部恭男・早稲田大教授も含め、いずれも法案を「違憲」と発言(朝日・東京6/5ほか)。以後、違憲問題を焦点として安保法案に対する反対の声が強まっていった。

6月22日、与党は60日ルール適用の視野に、安保法案に関する審議を9月27日まで大幅延長(読売・東京・夕6/22ほか)。市民による大規模な反対デモも行われるなか、7月15日に与党は野党の反対を押し切って衆院特別委員会で法案の採決を強行し、自公の賛成多数で可決(毎日・東京・夕7/15ほか)。16日に法案は衆院を通過した(読売・東京7/17ほか)。その後安保法案は7月27日に参議院で審議入りしたが、26日に礒崎陽輔・首相補佐官が「法的安定性は関係ない」との発言をしていたことが発覚し、大きな問題となった(日経・東京7/28ほか)。以降、反対運動が熱を帯び、8月30日には全国300ヶ所以上で集会やデモが行われ、国会前に12万人(主催者発表)が集まる最大規模の反対デモ

が展開される事態となった(毎日・東京8/31ほか)。

9月17日、与党は参院平和安全法制特別委員会で安保法案の採決を強行し、採決に反対する野党議員との揉み合いで議場が騒然となるなか、賛成多数で可決(毎日・東京9/18ほか)。19日未明には参院本会議で安保法案の採決が行われ、野党議員による最後の抵抗も空しく、自公両党などの賛成多数で可決。安保法は成立した(読売・東京・夕9/19ほか)。そして9月30日、安保法が公布された(東京・東京・夕9/30ほか)。

2. 安保法案賛成派の論理

(1) 神道政治連盟と神社本庁の対応

安倍首相は東京・谷中の臨濟宗寺院、全生庵にしばしば通い、座禅をたしなんでいることで知られるが(朝日・東京9/27)、『『平和安全法制』私が丁寧にわかり易くご説明します』と題された文章も、祖父・岸信介が高野山に奉納した写経のエピソードで始めている。その写経の最後には「世界平和を祈る」と書いてあり、安倍首相は「その思いは私も同じです」と述べる。とはいえ安倍首相は『『平和』という言葉を唱えれば、それで平和が維持できるわけではありません』とし、中国や北朝鮮、そしてISのような国際テロ組織などの脅威が迫る状況では、日米が相互に防衛し合う体制によって日米同盟を深化させ、抑止力を高めることが必要だと訴える(『Will』2015年8月号、32～35頁)。その抑止力によって結果的に戦争を未然に防ぐことができるというのが、安倍首相のロジックである。神道政治連盟国会議員懇談会が2014年6月11日に開催した合同懇談会で、安保法案に関して「命と平和を守るために何をすべきか。現実から目を逸らしてはならない」と述べているように(神社新報2014/6/23)、「現実」なるものによってそのロジックを正当化しているのである。

ところで安保法案に反対した人々の主要な論拠は、集団的自衛権の行使容認が憲法違反と疑われたことにあった。その点に関して安倍首相は上記の文章のなかで、砂川判決は集団的自衛権を排除していないとし、その時々安全保障環境に応じて内閣と国会が安全保障政策を変えることもこの判決によって認められているとの考えを示している(『Will』2015年8月号、37～39頁)。しかし東京新聞や朝日新聞の調査では、大多数の憲法学者が集団的自衛権の容認を「違憲」と判断したことが明らかになっており(東京・東京7/9、朝日・東京7/11)、安倍首相のロジックからは、一般的な憲法解釈よりも「現実」の平和を重く見るという姿勢がうかがえる。

このようなロジックに基づく安保法案は、その支持団体においてどのようにとらえられていたのだろうか。2015年に入って安保法案が話題になるにつれ、インターネットやマスメディアでは安倍政権と神道政治連盟(以下、神政連と略す)や日本会議との関係が報じられるようになった。たしかに第3次安倍内閣の閣僚20人のうち、神道政治連盟国会議員懇談会には19人、日本会議国会議員懇談会には15人が所属しており(俵義文氏の表を参照、桐島瞬「政権を覆う“皇国思想”」、『AERA』2015年8月31日号、63頁)、両団体と政権は密接な関係にあるように見受けられる。だが、時にいわれるように両団体の「宗教的」な右派思想が安倍政権を主導しているかどうかには慎重な判断が必要であろう。以下ではその問題を念頭に置きつつ、主に一般的な報道資料に基づいて、これらの団体における安保法案賛成の論理について概観していく。

まず、「神社本庁と表裏一体の関係」(神社本庁総合研究所監修、神社新報社創刊六十

周年記念出版委員会編『戦後の神社と神道』神社新報社、2010年、96頁)にあるとされる政治団体、神政連に関していえば、安保法案に関して対外的な公式見解を表明した明確な形跡は見出されない。たとえば2015年1月21日に開かれた神政連役員会や、6月4日の中央委員会において課題として挙げられているのは、「皇室の尊厳護持運動」や「自主憲法制定運動」などであり、安保法案は触れられていない(神社新報2/2、6/15)。中央委員会の事業計画における「国家主権と領土等をめぐる諸問題への対応」の中に含まれているのかもしれないが、安保法案が直接名指されているわけではない。中央委員会の席上、谷垣禎一・自民党幹事長が「現在議論されてゐる平和安全法制をしっかりと仕上げたのち、いよいよ我々の手による憲法を作っていきたい」と述べているように、おそらく憲法改正を主要な目標とする神政連にとって、安保法案は二次的問題と見なされていたと推測される。

とはいえ神政連を代表する長曾我部延昭会長の言葉からは、安保法案に対する神政連の立場が垣間見える。同氏は安保法案に関して「憲法を守って国が滅んだらどうするのか」、「現在の憲法は、外国の脅威が増すなど国際社会の変化に対応できない。憲法9条があるから平和だと思いたい気持ちは分かるが、それは幻想だ。危機管理を含めて日本人の(国を守る)覚悟が問われている」と述べている(中外日報9/18)。外国の脅威が増しているという国際社会の「現実」のもとでは憲法に拘泥してはいけないとのロジックは、前述の安倍首相と類似するものがある。

神政連の母体である神社本庁の対外的な公式見解もまた、一般の報道には見出されない。とはいえ神社新報の社説は、法案に対する明確な立場を主張していた。同紙は1946年に神社本庁の機関紙として発刊され、「神社本庁との密接な関係は維持しながらも、同時に編輯の独立を確保する必要から」翌年に株式会社組織として独立したという歴史を有する(「会社概要 / 神社界唯一の新聞社 神社新報社」)。そのため神社本庁の見解と同一視することはできないものの、その社説から本庁の立場を推測することはできるだろう。まず2015年年頭の社説では「右傾化、軍国主義化などの内外の不当な批判にひるむことなく」、安保法案の国会提出や「日米安保の強化」を進めていくことを安倍首相に求めている(神社新報1/12)。

また安保法案成立後の社説では安倍首相らの行動を称賛し、東アジアの「地政学的変動」という「現実的要請」に応じるための日米同盟深化の必要性を訴えている。そして「違憲」との学説を盾に法案を否定し、「何らの具体的な安全保障政策を提示し得なかった野党」や、「法解釈の『安定性』」にこだわる法制官僚が批判されている。さらに今回の法案は「あくまでも限定的な緊急避難的措置に過ぎ」ず、「本格的な憲法九条の改正が急がれる所以である」と結ばれている(神社新報9/28)。このように東アジアの安全保障環境という「現実」をふまえて平和の実現を訴えるロジックは安倍首相と同様である。

以上の例から、神政連や神社本庁の安保法案に関する立場が安倍首相のロジックに近いことが推測されるが、ここで語られているのが政治的な言説、いわば「政治のことば」ばかりで、神道的な表現や世界観などの、いわば「宗教のことば」が持ち出されていないことにも注目すべきであろう。

(2) 日本会議の対応

次に日本会議の安保法案に対する立場を見てみたい。日本会議は、神社本庁、黒住教、解脱会、崇教真光、念法真教、霊友会など多くの宗教団体が参加する「国内最大の保守

合同運動」(塚田穂高『宗教と政治の転軸点』花伝社、2015年、33頁)である。日本会議は安倍政権の支持基盤とされ、同団体が中核となって「美しい日本の憲法をつくる国民の会」も発足しており(東京・東京3/28)、改憲を主要な目標とする点などで神政連と軌を一にしている。日本会議は、衆院特別委員会での強行採決を目前にした7月6日、安保法案の問題に関して公式声明を発表した(「安全保障関連法制問題に関する見解」)。そこでは安保法案を「違憲」とする見方を批判し、日本の集団的自衛権は国連憲章51条で認められており、砂川判決で認められた「自衛権」のなかに集団的自衛権も含まれるなどの論を展開している。さらに中国の脅威を例として国際社会の「劇的な地殻変動」を強調し、アジアの平和を守るために安保法案を成立させるべきだと主張する。最後に問題の根源は自衛隊の憲法上の位置づけの曖昧さにあり、憲法9条改正の必要性を訴えている。

また2015年9月頃には、日本会議の全国241支部が、「安保法制は『戦争法案』ではなく、戦争抑止のための法案だ」などと訴える街頭活動を行っていたことも報道されている(産経・千葉9/7)。さらに、日本会議の会長である田久保忠衛氏もまた、安保法案に関する論説のなかで、やはり国際情勢の変化を理由として安保法案を肯定している(「安保の歪み正した首相の指導力」、『産経新聞』2015年9月21日、7頁)。このように国際情勢の「現実」を理由として一般的な憲法解釈を批判し、安保法案を肯定する日本会議のロジックは、安倍首相とほぼ同様のものといえる。非宗教団体を含む「合同運動」である以上当然ともいえるが、ここでも「宗教のことは」は見られない。

以上の考察からわかるように、神政連や日本会議などの安保法案に関する言説は、安倍首相のそれと近似したものであった。とすれば、これらの団体は安倍政権の動向に強い影響を与えていたということなのだろうか。日本会議と政府の関係について、著述家の菅野完氏は「生長の家」とかつて密接な関わりがあった日本青年協議会が「日本会議の中核」であるとし(なお、現在の生長の家は政治活動に不関与)、「解釈改憲」による現憲法の「無効化」というその思惑が安倍政権と一致していると述べるが(東京・東京7/25)、日本会議を「陰謀論的」に語ることの危うさにも注意をうながしている(「日本会議を『陰謀論』的に語らせてしまうもの」)。

他方、宗教社会学者の塚田穂高氏は、神政連や日本会議が政治家にとって「票田」にすぎない可能性を認めつつ、それらの『「正統」的宗教ナショナリズムの求心性』が「世俗的」政治家との連携を可能にしていると見る(塚田前掲書、66～67頁)。また、生長の家政治連合の出身であり、日本会議の創設に関わった村上正邦・元自民党参議院会長は、「いまの日本会議はあまりに政治化されてきている。政治にリードされすぎることです」と述べ、「一内閣で憲法を拡大解釈できるということになれば……逆説的ですが改憲の必要はない」として安保法案に反対しており(「interview 村上正邦・元自民党参議院会長が安倍首相を叱る!」、『週刊金曜日』2015年9月11日号、16～17頁)、報道資料からは一概に日本会議などの思想が安倍政権に影響を与えたという判断は下せないだろう。

ただ、これまで考察してきた例から指摘できるのは、安保法案の問題に限って言えば、日本会議などの安保法案をめぐる言説において、「宗教のことは」が全く見られないということである。その代わり彼らのロジックにおいて顕著なのは、地政学的状況の変化という「現実」を安保法案正当化の根拠にするという安倍首相と同様の手法である。ここから浮かび上がってくるのは、「現実」を根幹とする「政治のことは」を共通項として、安倍首相とこれらの団体が同調しているという構図であろう。

ところで安保法案をめぐる議論のなかで、反対派はそれが結果的に「対米従属」を強めるのではないかとしばしば主張していた。日米同盟の深化を目指す安倍首相の安全保障政策と、その右派的な思想との間に矛盾があることは、政治学者の白井聡氏などが指摘することである（「回帰する占領期」、『アンジャリ』29号、2015年6月。なお同誌は真宗大谷派の親鸞仏教センターが編集・発行）。その矛盾は、アメリカに「押しつけられた」憲法の改正を目指しつつ安保法案を支持した神政連や日本会議にとっても無縁ではなからう。にもかかわらず、「現実」の要請という理由でその矛盾に対して口を閉ざしたところに、彼らのロジックの特質がある。

しかし結局彼らのいう「現実」——すなわち中国などによる「脅威」は具体的にどのようなものであり、どの程度実現可能性があるのだろうか。それらが曖昧にされつつ、「現実」の多様な解釈の可能性が排除されていることもまた、彼らのロジックの特質として挙げることができるだろう。

(3) 創価学会の対応

以上までに本稿では、安保関連法案の成立に向け安倍内閣と歩調を合わせてきた神政連、日本会議の言説の特徴を追ってきたが、この度の安保法法制化には安倍首相率いる自民党のみならず、公明党が連立与党の一角として携わっている。同法は、法案段階においては「戦争法案」、法制化以降も「戦争法」と呼ばれ、反対者たちに批判されたが（反対者が同法に対して用いる呼称に関しては、例えば共産党の公式サイト「日本共産党中央委員会」を参照のこと）、「平和の党」を党是として掲げる公明党が安保法成立に携わってきたことに対し、同党最大の支持母体である創価学会はどのような姿勢を示していたのだろうか。創価学会は通常、政教分離を重視して個別政策について対外的に意見を述べる機会は少ないとされるが（朝日・東京 2014/5/17）、一連の法案審議では幾度か広報課を通じて法案に対する意見表明を行っている。ここからは、安保法の審議段階において創価学会が発表した公式の声明から教団の法案に対するスタンスを探ってきたい。

安倍首相が当時の安全保障条例に不備があることを強調し、集団的自衛権に関する憲法解釈を変更する必要性を強調したのは、2014年5月15日のことである。これを受け、20日から始まる自公の与党協議が目前に迫った17日、創価学会は朝日新聞に対し次のコメントを発表した。「私どもの集団的自衛権に関する基本的な考え方は、『保持するが行使できない』という、これまで積み上げられてきた憲法第9条についての政府見解を支持しております。したがって集団的自衛権を限定的にせよ行使するという場合には、その重大性に鑑み、本来の手続きは、一内閣の閣僚だけによる決定ではなく、憲法改正手続きを経るべきであると思っております。集団的自衛権の問題に関しては、今後、国民を交えた、慎重の上にも慎重を期した議論によって、歴史の評価に耐えうる賢明な結論を出されることを望みます」（朝日・東京 2014/5/17ほか）。創価学会がこの声明を発表するやいなや、自民党の菅義偉官房長官は「与党協議や政府の閣議決定に影響はない」とし、同党石破茂幹事長も「政教分離だ。公明党の判断に主体性がなくなったとか、支持母体のいうがままだということはない」と発言するなど、公明党が創価学会の見解に影響されることを懸念し、同党に対する「牽制」ともとれる言葉が自民党重鎮の口をついた（朝日・東京 5/20）。さらに、6月10日には、アメリカで講演を行った飯島勲内閣官房参与が、公明党と創価学会の関係について、「内閣法制局が答弁を一気に変え、

政教一致ということが出てきてもおかしくない」と発言（東京・東京 6/11、朝日・東京 6/12）。これは、創価学会と公明党の関係を「政教分離の原則に反しない」としてきた従来の政府解釈を見直す可能性を示唆するもので、集団的自衛権の行使容認に慎重な姿勢をみせる公明党や創価学会に対し、より露骨に軛を打とうとする動きとみられる。これらの発言からは、創価学会のコメントが公明党にとってどれほど重い意味を持っているのかがうかがえる。安保法案の法制化にむけた一連の流れで、創価学会が政府と異なる立場を表明したことが報じられたのは、この一度限りである。

第1節でも確認したように、当時の公明党は自民党との連立維持を優先し、2014年7月1日には集団的自衛権の行使容認を共に閣議決定している。翌2日、東京新聞の取材に対し創価学会は「公明党が憲法九条の平和主義を堅持するために努力したことは理解しています」、「私どもとしては、今後、国民への説明責任が十分果たされるとともに、法整備をはじめ国会審議を通して、平和国家として専守防衛が貫かれることを望みます」とのコメントを発表（東京・東京 2014/7/3）。いわゆる解釈改憲を容認する閣議決定に対し、創価学会は公明党の努力を理解するとしたのである。一内閣による解釈改憲を認めないとする一月半ほど前の立場からすると、変節ともとれるこの声明はどのように理解すれば良いのだろうか。その点を補完する対外的な声明はないものの、創価学会同様、公明党の「努力」を認める佐藤優氏による分析が、創価学会側の主張のロジックを理解するための補助線となり得るだろう。

作家で元外務省主任情報分析官である佐藤氏は、『創価学会と平和主義』（朝日新書、2014年10月）、『「池田大作 大学講演」を読み解く 世界宗教の条件』（潮出版社、2015年11月）、『創価学会を語る』（松岡幹夫氏との共著。第三文明社、2015年11月）など、近年、創価学会関連の著作を多数執筆しており、公明党についても「創価学会の存在論的平和主義を体現した政治の専門家集団」との積極的な評価を行っている（『潮』2015年12月号、184頁）。彼は当時の与党協議において、公明党が「安易な道ではなくより厳しい道を選び、現実の中で『平和をどう担保するか』に取り組んだ」という。さらに彼は、与党協議の結果を『「公明党の圧勝」と言ってもよい』と評する（「閣議決定どう見るか」、『公明新聞』2014年7月6日、2頁）。「閣議決定の全文を虚心坦懐に読めば」当時の閣議決定で容認された集団的自衛権の行使容認に関わる事態は、個別的自衛権と警察権の範囲内で全て処理できる内容であり、公明党は「集団的自衛権」という言葉を入れた安倍首相のメンツを維持しながらも、現実的にはその行使に歯止めをかけたというのが彼の見立てである。公式の見解が出ていない以上、推測の域は出ないが、閣議決定直後の公明新聞で佐藤氏がかかる主張を展開していることから、創価学会の認めた公明党の「努力」というのは、「公明党が事実上集団的自衛権の行使容認に歯止めをかけた」という理解にもとづくものであろうと察せられる。

創価学会が再び口を開くのは、それから約一年後、法案の成立が目前に迫ってのことである。それは、2015年7月1日の閣議決定を受け、日々激しくなる法制化反対のデモの中に、創価学会員がいるとの報道を受けてのことであった。例えば朝日新聞は、「安保法制 学会員の葛藤」との見出しのもと、創価大学と創価女子短期大学の教員や卒業生により結成された安保法案に反対する「有志の会」の姿を報じている（朝日・東京 8/14）。また、東京新聞は「学会員の声」として、父母の代から創価学会員であったという天野達志さんによる「武力で抑止力を高める発想は学会の平和哲学に反する」との声や、入信30年という介護職員の男性による「公明は平和の党と思っていたが、変わってきた。解釈改憲を認めるなんておかしい」と

いう声、関西地方在住70代女性の「法案に反対したら、他の会員に『反逆者』と言われた。対話も拒まれ、孤独で悔しい」という声などを紹介し、創価学会内部における法案反対の声を取り上げている(東京・東京2015/8/30)。その他、『週刊朝日』(2015年8月14日号)や『FRIDAY』(2015年9月14日号)なども、それぞれ「創価学会員の乱」、「創価学会婦人部が怒りのデモ行進」などの見出しを付け、創価学会の旗である「三色旗」を手にデモに参加する人びとの様子を取り上げている。

こうした会員の活動や報道に対し創価学会は、「九条の平和主義と専守防衛を踏まえ、それに基づく法案の審議が国会で進められていると認識しています。法案をめぐる会員の集会や動きは関知せず、公認したものでもありません。当会の名前と三色旗が政治的に利用されることは大変遺憾です」(東京・東京2015/8/30)と述べる。このコメントは、①安保法案が「九条の平和主義と専守防衛」に基づいているという主張、②会員による活動はあくまでも個人のものであるという主張(ゆえに創価学会の名前や旗の政治利用は遺憾)の2点の主張から成っていると理解できるだろう。このうち①に関しては2014年7月の考え方を踏襲しているものと考えられる。公明党は、安倍自民党の歯止めとして働いており、「現実的な」平和主義を貫いているという認識である。これ以降、新たな声明の発表は報じられておらず、法案に対する教団の認識は2015年7月以降、一貫しているものと考えられる。

そして②に関してはまさに字義通りだが、法案への反対運動は教団が認める活動ではなく、基本的には関知しないとするものだ。ただ一方で、やや穿った見方をすれば、創価学会の名前とシンボルである旗の政治利用は「遺憾である」と述べていることから、「創価学会員」としての反対運動は認めないという読み方もできるだろう。法案に反対したことで反逆者と呼ばれた女性の話は先述したとおりだが、その他、創価大学関係者が結成した安保法案に反対する「有志の会」創設メンバーの家族に対し、会員から「仏敵」、「反逆者」、「泥を塗りやがって」との罵倒があったことも一部では報道されている(『日刊ゲンダイ』2015/8/20。なお、当該の記事は創設メンバー自身のtwitterを記事のソースにしていることを注記しておく。少なくとも、こうした罵倒があったと創設メンバーが語っていることは事実である)。こうしたエピソードからは教団内部に、安保安法制をめぐる一定の混乱や不和が広がっている様子が看取できるだろう。こうした状況に対し、島菌進は「九条の平和主義を重んじる学会の教えを考えれば法案に対して多様な意見が出て当然」、「自民との協調で従来の学会の教えと党の政策との距離は広がるとしても、個々の会員の思いは抑圧されることなく尊重されるべきだ」(東京・東京2015/8/30)と述べるが、安保安法成立後も一部の創価学会員による同法に対する抗議活動は続いており(東京・東京2015/9/26)、政治に対する教団内部の多様性を今後どのように受け止める、もしくは排除していくのか、今後の教団の姿勢が注目される。

以上、ここでは創価学会の声明を追いながら法案に対する教団の立場に光を当ててきた。そこで気がつくことは、安保安法制に関して創価学会が発表をしてきた言説には神政連や日本会議によるものと同様、宗教的な教えや、比喩などの「宗教のこぼれ」が登場しないということである。むしろ彼らの言説は、公明党の「努力」を評価するなどの「政治のこぼれ」により構成されていた。これも先の2団体と同様である(なお、安保法案に反対する創価学会メンバーに対して、内部メンバーから「宗教のこぼれ」を用いた非難があったことも、一方で注記しておく必要があるだろう)。この点を安保安法の成立を下支えした団体の特徴として押さえておきたい。

3. 安保法案に対する反対の声

共同通信社が安保法成立後の9月19日から2日間をかけて実施した電話世論調査によれば、同法への「反対」は53.0%で、「賛成」の34.1%を大きく上回っていた。また、同法成立過程において、国会で「審議が尽くされたと思う」という回答が14.1%だったのに対し、「尽くされたと思わない」という回答は79.0%にのぼり、過半数の国民が安保法や法律の成立過程に不満や疑念を抱いていることがわかる（東京・東京9/21ほか）。宗教界からも、同法に対する反対や懸念の声が審議段階から多数上がっており、教団機関紙をはじめ一般紙にもそうした声を取り上げられてきた。本稿ではここまで安保法案推進側のロジックを追ってきたが、ここからは、反対する側のロジックにも目を向けてみたい。本稿では、以下、宗教界における安保法制反対の声に耳を傾けていく。

ただ、宗教界における法案反対の声といってもその規模は多岐にわたり、その形式も、声明の発表、抗議集会、デモなどと多様である。先号『ラク便り』（67号30頁）や、今号「宗教専門紙の記事から」（4頁～）でも様々な教団が取り上げられている通り、安保法への反対活動は仏教、キリスト教、新宗教を問わず多数の団体が様々な形式をもって展開しており、限られた紙幅でそれら全てを紹介することは不可能だろう。そこで、本稿では反対声明の規模や影響力を考慮し、公式に「教団」が反対を表明したケースに事例を限定し、その中でも、安保法案の法制化に当初より繰り返し教団として反意を示し、反対運動の内容やメッセージの詳細が複数のメディアで報じられた（すなわち、ラクのデータベースを利用して再現可能な）真宗大谷派（以下大谷派）と本山修験宗の主張に焦点を絞り、その反対のロジックを探ってみよう。

大谷派は日中戦争勃発から50年目に当たる1987年に、「全戦没者追弔法会」を開催し、過去の戦争協力に対し、いち早く自己批判を行った教団である（朝日・東京1990/4/3）。2014年7月の集団的自衛権に関する閣議決定の折も、撤回を求める声明を発表。同宗が寺院や門徒向けに発行している『同朋新聞』において、集団的自衛権の特集シリーズを組むなど、「戦争を未然に防ぐ努力」を続ける教団として（中日・名古屋2014/8/2）、この度の安保法案への反対運動が度々メディアに登場している。

対して本山修験宗は、安保法制に対する自宗内の議論は大谷派と比べれば、やや報道が少ないものの、門主の宮城泰年氏が宗派を超えて組織された「宗教者九条の和」代表世話人や、日本宗教者平和協議会代表委員を務めており、積極的に自らや教団の考え方をメディアに語っていることから、新聞や雑誌などから教団のロジックを知ることが比較的容易であると思われた。

実際の教団の声に耳を傾けてみよう。大谷派は、2015年5月21日、いわゆる「解釈改憲」による集団的自衛権の行使容認を目指す政府の動きに対し、「日本国憲法の立憲の精神を蹂躪する行為」で「絶対に認めるわけにはまいらない」とする抗議声明を発表している。彼らは「真の平和を武力に頼るのではなく、積極的な対話によって実現することを世界の人びとに提唱するよう求める」として、同日付で声明文を首相官邸に送付している。声明は法案の審議を「愚かな戦争行為を可能とする憲法解釈や新しい立法が『積極的平和主義』の言辞の下に、何らの躊躇もなく進められようとしている」と評し、「過去幾多の戦火で犠牲になられた幾千万の

人びとの深い悲しみと、非戦平和の願いを踏みにじる行為を繰り返しても良いのでしょうか」との問いかけるものだった(中外日報 2015/5/27)。

さらに大谷派は、6月4日に第61回宗議会を開催。里雄康意宗務総長が議会冒頭の演説で「70年間にわたり遵守してきた不戦の国是を根本的に破壊する暴挙である」と法案に強く反対を表明。代表質問でも与党会派の真宗興法議員団が5月に発表した声明の周知を求める一方で、野党会派の同朋社会をめざす会も不戦を誓う決議の採択を訴えるなど、宗議会の与野党両会派が安保関連法案に危機感を表明した(中外日報 2015/6/5)。宗議会は、その後も審議を重ね、6月9日には「非戦決議」を全会一致で採択。翌10日には、同決議を参議会でも採択している。

大谷派では第二次世界大戦後50年に当たる1995年にも「不戦決議」を採択しており、今回の決議はこれを継承するもので、先の戦争に加担した教団の責任に対する具体的な行動として、「共に生きよ」「殺してはならぬ、殺さしめてはならぬ」という「如来の呼びかけに応じ」るものであるという(仏教タイムス 2015/6/11)。一連の報道からは、安保法案の可決に向けた与党の動きを、大谷派は「戦争に向かう状況を生み出そうとしている」ものとして理解しており、それに反対することで「先の大戦における戦争協力への反省」を示そうとしている点が看守される。

続いて、京都市左京区の聖護院を総本山とする本山修験宗の例を見てみよう。同宗も大谷派同様、法案に対し積極的に反対を表明しており、2015年6月8日の第33回通常宗会において、安倍内閣に対し「満腔の怒りをもって抗議する。諸法案を撤回せよ」との決議文を採択し、それを首相官邸に送付している。決議文では法案を「結果的には自衛隊員を、そして国民を戦争に巻き込む」ものであるとし、法案の成立に向けた動きを「日本を戦争のできる国へと変え、平和の名の下に対米軍事協力を強引に押し進め」るものと断じている(仏教タイムス 2015/6/8)。決議文にみられる、安保法制は戦争を可能とするものであるという認識は大谷派と相通じるものであると言えるだろう。一方で、大谷派と比較して同教団に顕著なのは、教団のリーダーが積極的にメディアに対して意見表明を行っているという点である。聖護院門跡門主である宮城泰年氏は先述の通り平和活動家としても知られており、一連の安保法制の審議期間にも度々彼のインタビュー記事が配信されている。彼の思想を探るために、全国紙より一例を取り上げてみよう。

宮城氏は、安保法案の成立を目指す内閣の姿勢を、「根底には『武力で平和をつくる』との姿勢があり、行き着く先は憲法改正だろう」とし、現在の日本の状況を「戦争ができる国へと進む危機感は戦後70年で最も強い」と分析する。また、インタビュー中、彼は「仏教界も教義をねじ曲げる過ちを犯した」として、聖護院の本尊である不動明王のエピソードを紹介している。不動明王は人々の心の中の悪や煩惱を断ち切る「俱利伽羅剣」を右手に持っているが、宮城氏によれば、「戦時中は『鬼畜米英を倒すため』と教えられていた」という。当時、聖護院は「率先して軍に協力し、金属製の仏具などを供出し、ブロンズ製の仏像は銃弾に」変わり、幼かった彼自身、他の寺院について「『あの寺はまだ出せるものがあるはずだ』とすら思っていた」という。そうした経験から、「今回の安保法案についても、何も考えず流されていると、我々が経験したように再び戦争に加担することになる」と警鐘を鳴らすのである(毎日・東京 2015/6/25)。宮城氏のこうしたエピソードも過去の戦争体験に裏付けられたものであり、本山

修験宗が法案に反対する背景にはこうした、リーダーの思想が強く反映されているものと考えられるだろう。

以上、代表的な2つの教団の見解を概観してきたが、大谷派と本山修験宗の主張からは、安保関連法案の法制化が、即ち戦争への道を開くものとして認識されているという点、第二次大戦の経験、とりわけ戦争に協力してしまったという記憶から、戦争は絶対にすべきではないという2点の共通する認識を見て取ることができるだろう。彼らのロジックは、極めて単純化して言えば、「安保法案は戦争の道を開く」→「(第二次大戦の記憶に基づき)断じて戦争は避けるべきである」→「安保法案には反対である」という論理構成によって成り立っているものといえよう。戦時中の経験に関しては教団の歴史によりばらつきがあるものの、この論理は筆者らの管見の範囲において、他の安保法制に反対する教団の主張にも概ね共通してみられる特徴であるといえる。2015年が戦後70年の節目に当たったということも、法案に反対する人々に戦争の記憶やイメージを喚起し、広範な反対運動を呼び起こしたきっかけになったのかもしれない。

また、大谷派・本山修験宗と安保法案に反対する他の教団に共通する特徴をさらに一点指摘すれば、それは、安保法案に反対する教団が、法案に「反対する理由」として、大谷派に見られた「如来の呼びかけ」などの、宗教的な言葉や比喻を反対の論拠として多用するという点である。安保法の支持に回った団体が「宗教のことば」よりも「政治のことば」を多用していたのに対し、安保法に反対する団体は「宗教のことば」を反対の論拠として積極的に用いるのである。

これは、ポジティブに捉えれば宗教教団ならではの社会参加のあり方、倫理的な態度を積極的に示したものといえるだろう。対して、「宗教のことば」を用いなかった支持派の教団は、法案審議段階において「政治」に力点を置きすぎではなかったか。宗教社会学者の中野毅氏は自身の論考の中で、宗教団体が政治参加を試みる際、当初宗教的な「理想」を掲げていたはずの教団が「現実の政治権力のまっただ中に取り込まれれば、現実的利害の衝突の中で宗教的理想が泥にまみれ、本来の普遍性を喪失する危険性を強くはらんでいる」と警告する(中野毅『戦後日本の宗教と政治』大明堂、2003年、199～200頁)。安保法の審議において、支持に回った団体は、宗教団体として、教団の内包する「理想」を積極的に語っていただろうか。

だが他方で、政治の文脈で見た場合、安保法制に反対した教団が示した「対案」は、少々観念的で抽象的な次元に留まっているという見方も可能だろう。たとえば、彼らがしばしば主張した「戦争を防ぐための対話」にしても、誰と、いつ、どのように対話をするのか、といった具体的な提言は、彼らの主張の中に見て取ることができない。第2節において確認した通り、安保法案の推進派がこだわるのは、「東アジアの地政学的変動」などの、めまぐるしく変わり、(彼らの認識の中では)逼迫する国際情勢という「現実」である。安保法制の推進派が発するのは「では、どうすれば良いのか?」という切実でプラクティカルな問いであり、こうした問いに対し、反対派の主張は政治的な次元でどこまで応答できているのだろうか。無論、宗教教団として「草の根の民主主義」に徹するというのも一つの手ではあろうが、安保法反対派の教団は今後どのような仕方で、現実社会の要請に答えていくのだろうか。今後も議論が続くであろう安保法の問題は、宗教団体が「理想」と「現実」の狭間で社会に対してとる態度、すなわち宗教の社会参加や政治参加のあり方についての試金石となるのかもしれない。

参考文献

安倍晋三「『平和安全法制』私が丁寧にわかり易くご説明します」、『Will』2015年8月号。

「interview 村上正邦・元自民党参議院会長が安倍首相を叱る！国民の声に耳を傾け、安保法案は一度取り下げよ」、『週刊金曜日』2015年9月11日号。

「会社概要 / 神社界唯一の新聞社 神社新報社」(<http://www.jinja.co.jp/profile.html>、2015年11月30日閲覧)

桐島瞬「政権を覆う“皇国思想”」、『AERA』2015年8月31日号。

佐藤優「閣議決定どう見るか」、『公明新聞』2014年7月6日。

白井聡「回帰する占領期」、『アンジャリ』29号、親鸞仏教センター（真宗大谷派）、2015年6月。

神社本庁総合研究所監修、神社新報創刊六十周年記念出版委員会編『戦後の神社・神道——歴史と課題』神社新報社、2010年。

菅野完・塚田穂高「日本会議を『陰謀論』的に語らせてしまうもの——シリーズ【草の根保守の蠢動】特別企画『宗教と政治の交わるどころ』第一回【後編】」(<http://hbol.jp/49010>、2015年11月30日閲覧)

塚田穂高『宗教と政治の転軸点——保守合同と政教一致の宗教社会学』花伝社、2015年。

田久保忠衛「安保の歪み正した首相の指導力」、『産経新聞』2015年9月21日。

中野毅『戦後日本の宗教と政治』大明堂、2003年。

日本会議「安全保障関連法制問題に関する見解」(<http://www.nipponkaigi.org/wp-content/uploads/2015/07/270706-nkanpokenkai.pdf>、2015年11月30日閲覧)

「日本共産党中央委員会」(<http://www.jcp.or.jp/>、2015年11月30日閲覧)

参照記事

- ・朝日新聞（東京版）1990年4月3日、2013年9月18日、2014年4月3日、5月15日、5月17日、12月25日、2015年4月30日、5月15日、5月20日、5月29日、6月5日、6月12日、7月11日、8月14日、9月27日。
- ・産経新聞（東京版）2012年12月31日、2015年3月18日。
- ・産経新聞（千葉版）2015年9月7日。
- ・週刊朝日 2015年8月14日号。
- ・神社新報 2014年6月23日、2015年1月12日、2月2日、6月15日、9月28日。
- ・中外日報 2015年5月27日、6月5日、9月18日。
- ・中日新聞（名古屋版）2014年8月2日。
- ・東京新聞（東京版）2014年7月3日、2015年1月28日、3月28日、6月11日、7月9日、7月25日、8月24日、8月30日、9月21日、9月26日、9月30日（夕刊）。
- ・日刊ゲンダイ 2015年8月20日。
- ・日本経済新聞（東京版）2014年7月2日、2015年7月28日。
- ・佛教タイムス（文中・仏教タイムス）2015年6月8日、6月11日。
- ・FRIDAY 2015年9月14日号。
- ・毎日新聞（東京版）2013年9月7日、2015年4月22日、5月27日、6月25日、7月15日（夕刊）、8月31日、9月18日。
- ・読売新聞（東京版）2013年11月8日、2014年4月4日、7月2日、2015年2月14日、3月21日、6月22日（夕刊）、7月17日、9月19日（夕刊）。